

◎遺産承継業務の料金表（税込）

遺産承継業務に必要な司法書士報酬は、下記報酬基準表を元に、相続人の数、金融機関の件数、不動産の個数など、手続きに要する手間・時間を踏まえて、お見積もりします。

いずれの場合も、手続き終了時の、後払い清算制としています。

■プラン 1	「相続人 3 名以内」「金融機関 4 件まで」かつ「不動産が 1 か所」の場合。
■プラン 2	「相続人 4 名以上」「金融機関 5 件以上」「不動産が 2 か所以上」の場合。
■プラン 3	「相続人 7 人以上」「相続人に甥姪あり」「金融機関 7 件以上」。 もしくは、「相続人の関係疎遠」の場合。 「死後事務」「役所の手続き」「保険」など、付随業務ありの場合。 ※付随業務は、司法書士・行政書士業務に限ります。

※いずれの場合も、相続人間での交渉行為はできません。

相続人間で、遺産分割方法の合意ができることを前提とします。

相続財産の額	プラン 1	プラン 2	プラン 3
	相続人 3 名まで 金融機関 4 件まで	相続人 4 名以上 金融機関 5 件以上	相続人甥姪あり 金融機関多数 付随手続きあり
500 万円未満の場合（基本）	198,000 円	220,000 円	275,000 円
500 万円～1,000 万円の場合	220,000 円	275,000 円	330,000 円
1,000 万円～2,000 万円の場合	275,000 円	330,000 円	385,000 円
2,000 万円～3,000 万円の場合	330,000 円	385,000 円	440,000 円
3,000 万円～4,000 万円の場合	385,000 円	440,000 円	495,000 円
4,000 万円～5,000 万円の場合	440,000 円	495,000 円	550,000 円
5,000 万円～6,000 万円の場合	495,000 円	550,000 円	605,000 円
6,000 万円～7,000 万円の場合	550,000 円	605,000 円	660,000 円
7,000 万円～8,000 万円の場合	605,000 円	660,000 円	715,000 円
8,000 万円～	660,000 円	715,000 円	770,000 円

※不動産の相続登記の報酬も含みます。

相続手続き全体に必要な戸籍謄本収集に関する報酬、相続関係説明図の作成、法定相続情報証明の作成、遺産分割協議書の作成に必要な報酬も含みます。

※不動産の財産の額は、固定資産税評価額を基準とします。

※上記の料金表に、通信費、交通費、戸籍謄本収集費用（為替手数料も含む）、相続登記の登記に必要な登録免許税等の実費は含まれません。

※相続税の申告に必要な税理士費用は含まれません。

（令和 8 年 5 月改定）

司法書士 吉 田 浩 章